

## EBPM推進委員会の開催について

令和3年10月25日  
データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定

1 「データ戦略推進ワーキンググループの開催について」(令和3年9月6日決定)第4項の規定に基づき、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善を進めることにより、国民により信頼される行政の実現に資するため、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体としてエビデンス(根拠)に基づく政策立案(EBPM。エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)を推進する体制として、データ戦略推進ワーキンググループの下に、EBPM推進委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

2 委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認められる場合は、構成員及びオブザーバーを追加又は関係者の出席を求めることができる。

会 長	内閣官房副長官補(内政担当)
副 会 長	内閣官房内閣審議官(行政改革推進本部事務局長)
構 成 員	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)
	デジタル庁統括官(戦略・組織担当)
	総務省行政評価局長
	総務省政策統括官(統計制度担当)
	会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者
オブザーバー	会長の指定する職にある関係機関のEBPM統括責任者

3 委員会の庶務は、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)の助け並びにデジタル庁、総務省行政評価局及び総務省政策統括官(統計制度担当)の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。

## EBPM推進委員会構成員について

令和3年10月27日  
EBPM推進委員会会長決定

「EBPM推進委員会の開催について」（令和3年10月25日データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定）第2項に規定する「会長の指定する職にある各府省庁のEBPM統括責任者」として、下記に掲げる職を指定する。

### 記

人事院事務総局審議官  
内閣府大臣官房政策立案総括審議官  
宮内庁長官官房審議官  
公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官  
警察庁長官官房政策立案総括審議官  
個人情報保護委員会事務局次長  
カジノ管理委員会事務局次長  
金融庁総合政策局政策立案総括審議官  
消費者庁政策立案総括審議官  
復興庁審議官  
総務省大臣官房政策立案総括審議官  
法務省大臣官房政策立案総括審議官  
外務省大臣官房政策立案参事官  
財務省大臣官房政策立案総括審議官  
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官  
厚生労働省政策統括官政策立案総括審議官  
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官  
経済産業省大臣官房総括審議官  
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官  
環境省大臣官房政策立案総括審議官  
原子力規制委員会原子力規制庁次長  
防衛省大臣官房政策立案総括審議官

以上